令和3年度第2回農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年5月7日(金)13時30分~14時00分
- 2. 開催場所 市役所 3階 第1委員会室
- 3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 7件 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 3件 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 5件 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 4.報 告 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 3件 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件 報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う 事業計画書の提出について 3件 報告第4号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について

3件

5. 出席委員 13名

会長:12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、 4番細谷修、5番斉藤ひろ子、7番農宮弘子、8番板倉善紀、 10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、14番平山光子、 15番日暮俊雄

- 6. 欠席委員 2名 6番川野英一、9番篠崎輝武、
- 7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査
- 8. 議事録
- 委員15名中、13名出席しておりますので、総会は成立しております。 議長 定足数に達しておりますので、これより令和3年度第2回農業委員会定例総会

を開会いたします。

それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名でありますが、本日は、 10番戸田委員と11番告井委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたしま す。

また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。なお、発言につき ましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録 しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮願います。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページ をお願いいたします。本日の議案は、4議案でございます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認7件、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認3件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認5件、議案第4号、農用地利用集積計画については、利用権設定が6件、所有権移転が2件です。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和3年4月28日、午前9時より、2班の岩柳委員、川野委員、農宮委員、吉井副会長、日暮委員にご 出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

- 議長 ありがとうございました。それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による 許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、日暮委員よ り意見発表をお願いいたします。
- 15番 申請番号1について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による、所有権移転の申請です。申請地は東金市道庭字三斗蒔、田2筆、1,357㎡、同じく三斗蒔の畑、1筆、60㎡、合計1,417㎡です。申請理由は、譲渡人は老齢化により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稲の作付けを予定しています。4月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。次に申請番号2について、農宮委員より意見発表をお 願いします。
- 7番 はい。番号2について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移 転の申請です。申請地は東金市下谷字房山の畑、591㎡の農地です。申請理由 は、譲渡人は農地の出入の道がなく、何も作付できないため、譲受人は農業経営 拡大のためです。営農計画においては、トマトの作付けを予定しています。4月

28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断しました。以上です。よろしくお願いします。

- 議長 ありがとうございました。次に申請番号3から5について、日暮委員より意見 発表をお願いいたします。
- 15番 申請番号3について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は東金市求名字南道玄の田、3筆、現況は畑、642㎡、同じく南道玄の畑、3筆、713㎡、合計1,355㎡です。申請理由は、譲渡人は会社をやっていて農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営を始めるためです。営農計画においては、ブルーベリーの作付けを予定しています。4月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。

続きまして、申請番号4について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は東金市求名字南道玄の田、現況は畑、1筆、242㎡、同じく徳用の畑、3筆、617㎡、合計859㎡です。申請理由は、譲渡人は老齢化により畑まで手入れできないため縮小する、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、ブルーベリーの作付けを予定しています。4月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。

続きまして、申請番号5について説明します。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定の申請です。申請地は東金市求名字東宮前の田、6筆、2,447㎡、求名字宮後の田、1筆、138㎡、合計2,585㎡です。申請理由は、譲渡人は老齢化により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営をしたいためです。営農計画においては、米の作付けを予定しています。4月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。次に申請番号6について、岩柳委員より意見発表をお願いいたします。

- 3番 はい。申請番号6について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は東金市家徳字中横宿の畑、2筆、476㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は高齢であり農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大、営農計画は玉ねぎの作付けを予定しております。4月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断します。以上です。
- 議長 ありがとうございます。次に申請番号7について、農宮委員より意見発表をお 願いいたします。
- 7番 はい、申請番号7について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は東金市台方字大作の田、現況は畑、2筆、625㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は土地を相続しましたが農業をしていないため、譲受人は譲り受ける土地の隣接地に自己所有の農地があり、譲り受けることにより、耕作の拡大ができるためです。営農計画においては野菜の作付けを予定しています。4月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条の許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断しました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補 足説明を求めます。
- 事務局 はい。それではご説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。申請番号1は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、公平郵便局の南東、約200メートルに位置しています。譲渡人は3名で、相続により共有することとなりましたが、いずれも市外に居住しており、耕作することができないため、本申請に至ったものです。3条許可基準への適合でございますが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については、問題ないと思われます。

申請番号2は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は西中公民館の南西、約150kmに位置しています。申請地は譲渡人が出入りするための通路が無いため、隣接地を所有する譲受人が買い受けることになったとのことです。3条許可基準への適合でございますが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については、問題無いと思われます。

申請番号3から5は、同一の譲受人による申請です。3と4は所有権移転、5

は使用貸借権の設定となります。場所は、3と4は、求名駅南口から山武市に向から市道を約950m行った左右に位置し、5は城西国際大学のサッカー場から、北西に約300mのところに位置しています。譲受人は申請番号5の田を借り受け、長年耕作してきたとのことで、この度、使用貸借権を設定すると共に、3及び4の畑を借り受け、規模拡大を図りたいとのことです。3条許可基準への適合でございますが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号6は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は正気郵便局の 北東約650mのところに位置しています。譲渡人は2名で、相続により保有す ることとなりましたが、農業経営縮小のため、本申請に至ったものでございます。 3条許可基準への適合でございますが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等 については、問題ないと思われます。

申請番号7は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は城西幼稚園の 北西、約350mに位置しています。譲受人は、相続にて申請地を取得しました が、非農家であり、耕作できないため、本申請に至ったものでございます。3条 許可基準への適合でございますが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等につ いては、問題ないと思われます。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願い 申し上げます。

議 長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等 ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと 思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり 賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長 ありがとうございます。 賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議 案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。 申請番号1及び2につきまして、吉井副会長より意見発表をお願いいたします。
- 11番 それでは番号1についてご説明いたします。本件は農地法第4条の規定による

転用の申請です。申請地は東金市北之幸谷字杉ノ木の畑、1筆、237㎡の農地です。転用の目的は貸駐車場6台です。転用に伴う埋め立て等の造成工事は無く、砕石を敷くとのことです。雨水は敷地内処理をするとのことです。隣接土地所有者の合意も得ており、申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と判断いたします。

続きまして、番号2についてご説明いたします。本件は農地法第4条の規定による転用の申請です。申請地は東金市北之幸谷字堀之内の畑、3筆、合計739㎡の農地です。転用の目的は長屋住宅1棟です。転用に伴う埋め立て等の造成工事はありません。隣接農地への被害防除対策については、周囲にブロック積を設置し、土砂等の流出を防止する計画です。また排水については、雨水は雨水浸透枡を設置して流出抑制をし、汚水は合併浄化槽で処理した後、既設側溝に放流する計画です。北之幸谷区長の排水同意書が添付されており、申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

- 議長 はい、ありがとうございます。次に、申請番号3につきまして、岩柳委員より 意見発表をお願いいたします。
- 3番 はい。申請番号3について説明します。本件は農地法第4条の規定による一時 転用の申請です。申請地は堀上字中須、畑、2筆、合計2,222㎡の農地です。 転用目的は営農型太陽光発電施設用地です。4月28日に現地を確認しましたが、 特に問題が無いことを確認しました。両総土地改良区の同意書も添付されており、 申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補 足説明を求めます。
- 事務局 はい。それではご説明申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。申請番号1は、貸駐車場を目的とする転用の申請です。申請地は、東金警察署の北、約100mに位置しています。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域が定められた区域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

申請番号2は、長屋住宅の建築を目的とする転用の申請です。申請地は、東金警察署の東、約250mに位置しています。立地基準につきましては、申請地は市街化が見込まれる区域内にある農地、及び他の農地区分のいずれにも該当しない農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地

です。所要資金につきましては、金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。

申請番号3は、営農型太陽光発電施設の設置を目的とする、一時転用の申請です。申請地は嶺南幼稚園の東、約200mに位置しています。立地基準につきましては、申請地はおおむね10ha以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ、土地改良施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、仮設工作物の設置等、一時的な利用に供するために行う事業であり、事業目的達成のため、農地を一時的に利用することが必要と認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等 ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 はい、ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移り たいと思います。

> 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり 替成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長 はい、ありがとうございます。 賛成全員により原案どおり可決されました。 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1及び2につきまして、吉井副会長より意見発表をお願いいたします。
- 11番 番号1についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は東金市北之幸谷字杉ノ木の田、2筆、87㎡、畑、264㎡、合計351㎡の農地です。こちらは両方とも現況、畑となっております。転用の目的は専用住宅1棟です。転用に伴う造成工事はありません。隣接農地への被害防除対策については、周囲にブロック積を設置し、土砂の流出を防止する計画です。また、排水については、雨水は敷地内で集水し、汚水は合併浄化槽を設置し、その後、全面U字溝へ放流する計画です。申請に必要な書類も

全て整っており、許可相当と判断いたします。

次に番号2についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は東金市北之幸谷字杉ノ木の、現況畑、4筆、合計461㎡の農地です。転用の目的は建売住宅1棟です。転用に伴い、山砂による盛り土を行う予定です。隣接農地も耕作しておらず、営農には支障は無いものと思われます。また、排水については、雨水は敷地内で処理し、汚水は合併浄化槽で処理した後、排水路に放流する計画です。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

- 議長 はい、ありがとうございます。申請番号3につきまして、農宮委員より意見発表をお願いいたします。
- 7番 はい、番号3について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は東金市押堀字餅飯谷の田、現況地目は畑、1 筆、304㎡の第2種農地です。転用の目的は駐車場用地です。会社の隣の場所で、丁度駐車場が狭く、社員や来客用に困っていたので、購入したいと思っていました。隣接農地所有者にも説明し、了解を頂いており、申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。次に申請番号4につきまして、岩柳委員より意 見発表をお願いいたします。
- 3番 はい。申請番号4について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転の申請です。申請地は東金市堀上字大塔宮の田、2筆、83.4㎡、畑、1,179㎡、堀上字筑道の田、1筆、66㎡、畑、2筆、1,266㎡、合計2,594.4㎡の農地です。転用の目的は、工場用地、これは車両置場です。現況も同じでございます。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、賃貸借契約中により、所有権移転の申請です。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。次に申請番号5につきまして、日暮委員より意 見発表をお願いいたします。
- 15番 申請番号5について説明します。本件は農地法第5条の規定による、所有権移 転を伴う転用の申請です。申請地は東金市求名字朝日の畑、1筆、386㎡、求 名字徳用の畑、2筆、491㎡、合計877㎡の農地です。譲渡人は譲受人の母

親です。転用の目的は、貸家用地です。転用に伴い、埋め立て等は行わず、整地のみとし、6区画の平屋建てを計画しています。隣接農地はありません。また排水については、雨水は新設道路側溝を介して排水します。汚水、生活雑排水は、合併浄化槽、新設道路側溝を介して排水路に放流します。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務 局の補足説明を求めます。

事務局 はい。ご説明申し上げます。議案書の8ページをお願いいたします。

申請番号1及び2は、同一の譲渡人による転用を伴う所有権移転の申請です。 場所は、東金警察署の東、約120mのところに隣接して位置しています。転用 の目的は、申請番号1は専用住宅1棟、申請番号2は建売分譲1棟の用地です。 立地基準につきましては、申請地は、市街化が見込まれる区域内にある農地、及 び他の農地区分のいずれにも該当しない農地であることから、第2種農地に該当 すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、申請番号 1は金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資証明書が添付されており ます。申請番号2は、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付さ れております。

申請番号3は転用を伴う所有権移転の申請です。場所は、国道126号押堀交差点から北幸谷方面に、約450m行った左手に位置しています。転用の目的は、駐車場用地です。立地基準につきましては、申請地は、市街化が見込まれる区域内にある農地、及び他の農地区分のいずれにも該当しない農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

申請番号4は転用を伴う所有権移転の申請です。場所は、東金警察署の南東、約500mに位置しています。転用の目的は、工場用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ha以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ、土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、周辺地域居住者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの借入金、及び自己資金により賄う計画であり、融資証明、及び預貯金残高を証する書面が添付されております。なお譲受人につきましては、過去に隣接地にて工場用地の転用許可を受けておりますが、許可を受けない今回の申請地まで区域を広げ、既に業務を営んでおり、今回の転用許可申請に伴って、始末書が添付されていることを

申し添えます。

申請番号5は転用を伴う所有権移転の申請です。場所は、求名駅の南口から山武市方面に向かう市道を、約800m進んだところの左手に位置しています。転用の目的は、貸家用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ha以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される、住宅に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等 ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 はい、ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移り たいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり 賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長 ありがとうございます。 賛成全員により原案どおり可決されました。 次に、 議 案第4号、 農用地利用集積計画について審議に入ります。 農政課より説明をお願 いいたします。
- 農政課 はい。議案第4号、農用地利用集積計画について、ご説明申し上げます。別冊の令和3年第5次農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進 法第18条第1項の規定による令和3年第5次農用地利用集積計画についてお諮りします。

利用権の内訳といたしまして、利用権設定が6件、所有権の移転が2件となります。契約年数ごとの年数と面積については、利用権の設定が6件、面積合計が15,081㎡となっております。内訳として、5年が2件、面積合計が4,110㎡、6年が2件、面積合計が1,953㎡、10年が2件、面積合計が9,018㎡となっております。所有権移転の方は2件で、面積合計が6,505㎡

となっております。1ページが5年の利用権設定管理台帳で、2ページ、3ペー ジが農地の出し手、受け手より提出のあった、農用地利用集積計画各筆明細書で す。1番は新規で、大網の農業者に貸付となっております。2番は新規で福俵の 農業者に貸付です。4ページが6年の利用権設定管理台帳となっております。5 ページ、6ページが農地の出し手、受け手より提出のあった、農用地利用集積計 画各筆明細書です。1のAと、1のBは更新で、大網の同じ農業者に貸付となっ ております。 7ページが10年の利用権設定管理台帳となっております。 8ペー ジから9ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各 筆明細書です。1番は、新規で家之子の認定農業者に貸付となっております。2 番は新規で前之内の認定農業者に貸付となっております。利用権の設定を受ける 者の農業経営の状況は、10ページから12ページに記載しております。こちら は農家台帳の情報を元に作成しております。続きまして売買についてですが、1 3ページのとおりです。14ページ、15ページが提出された農用地利用集積計 画各筆明細書、16ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1 番は贈与による所有権移転で、2番、3番、4番は共に耕作者の規模拡大のため 売買することとなりました。1番の買い手については、北之幸谷の農業者です。 2番の買い手については、下武射田の認定農業者です。以上の計画の内容は、経 営面積、従事日数、経営意欲、青少年の後継者等、農業経営基盤強化促進法第1 8条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上 となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。以上のとおり農政課から説明がありました。 ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと 思います。

議案第4号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長 ありがとうございます。 賛成全員により原案どおり可決されました。 次に、報告第1号から第4号について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。議案書の11ページ、12ページをお願いします。報告第1号「農地法

第3条の3第1項の規定による届出について」です。3月26日から4月23日 までに受付した案件は3件で、すべて相続による権利取得です。いずれも斡旋等 の希望はないとのことです。

13ページ、14ページをお願いいたします。報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。3月26日から4月23日までに受付した案件は4件でございます。番号1、及び番号2は使用貸借権、番号3、及び番号4は賃借権で、いずれも双方合意にて解約したものでございます。

15ページをお願いいたします。

報告第3号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の 提出について」です。番号1から番号3は、認定電気通信事業者より、特別高圧 送電鉄塔工事に伴い、事業計画書が提出されたものでございます。

16ページをお願いします。報告第4号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。現地調査につきましては、番号1及び2が4月5日、番号3が4月22日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。報告については以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和3年5月7日